

# 明和町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この明和町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

## 1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

## 2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域：明和町全域

### ○対象住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築された住宅



## 3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

|               | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 戸別訪問<br>普及啓発等 |    |    |    |    |    |

※ 住宅の耐震化を適切に促進するため、関連計画や社会情勢等に鑑み、必要に応じて検証を行い、変更する場合がある

## 4 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- 不在の場合は、資料をポスティングする。
- 訪問結果（訪問日、訪問者、説明実施状況等）を記録・整理する。

※ 木造住宅の戸別訪問を優先的に行うこととし、木造住宅の戸別訪問完了後、非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

## 5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発資料の配布
- 無料耐震相談会の実施
- 広報誌およびHPによる周知
- イベント又は庁舎内等におけるブース展示等による啓発

## 6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震化促進協議会等と連携して活動に取り組む

## 7 具体的な取組内容について

### ① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ・「4 戸別訪問の実施」により実施する

### ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ・耐震診断結果報告時に委託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。
- ・耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等の方法により耐震改修を促す。

### ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ・改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る説明会等を行う。
- ・町ホームページを活用する等の手段により改修事業者リスト等に関する情報提供を行う。

### ④ 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・「5 その他の普及啓発活動」により実施する。

## 8 住宅耐震化に係る支援目標

・事業実績及び目標(件数)

| 木造住宅耐震化<br>支援事業等 | H30 | R1 | R2 | R3(目標) |
|------------------|-----|----|----|--------|
| 耐震診断             | 16  | 8  | 8  | 20     |
| 耐震補強設計           | 0   | 0  | 2  | 2      |
| 耐震補強工事           | 0   | 0  | 1  | 2      |

## 9 取組実績に関する自己評価

### ①前年度(令和2年度)の取組実績

- ・木造住宅耐震化支援事業については前記による。

・7②関連:耐震診断事業の受託事業者である三重県木造住宅耐震促進協議会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。  
また、耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対しても、無料耐震相談会の案内ダイレクトメールの送付、戸別訪問等に合わせて改修を促した。

・7③関連:三重県と連携し、改修事業者の技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)向上に係る講習会を実施し、参加を促した。

・7④関連:庁舎窓口で啓発資料の配布を実施したほか、広報誌やHPでも啓発を行った。また無料耐震相談会を1度開催した。

### ② 前年度(令和2年度)の課題

令和元年度に比べ耐震補強に係る申請件数が上回ったものの、耐震診断件数は横ばいであった。

### ③ 令和3年度の取組方向

耐震診断を実施した住宅の所有者に対し、積極的に耐震補強設計、耐震補強工事の実施に向けた働きかけを実施する。